

議案第10号

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

印鑑登録申請時における本人確認の手段及び印鑑登録証明書の交付申請手続に新たな方法を追加するとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

調布市印鑑条例（昭和55年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「確認は」を「確認は、前項に規定する方法によるほか」に改め、同項第1号中「の提示があったとき。」を「を提示する方法」に改め、同項第2号中「したとき。この場合において」を「する方法。ただし」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、第3項の規定により提示された免許証等又は提出された保証書について、規則で定めるところにより確認を行い、本人であることを確認することができないときは、当該登録申請に係る印鑑の登録をしてはならない。

第17条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「自ら調布市の電子計算組織内の端末機に印鑑登録証及び登録者暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、登録希望者又は印鑑登録者が市長に届け出たものをいう。）を使用して入力することにより、」を「前項に規定する方法によるほか、次の各号に掲げる方法のいずれかにより市長に」に改め、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 自ら調布市の電子計算組織内の端末機に印鑑登録証を使用して、登録者暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、登録希望者又は印鑑登録者が市長に届け出たものをいう。）を入力する方法
- (2) 自ら多機能端末機（調布市の電子計算組織と電気通信回線により接続

された端末機で印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用して、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。)を入力する方法

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定(同項に第2号として加える部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。